

据置定期預金規定

<共通規定>

1. 据置定期預金共通規定

据置定期預金共通規定は、この規定に収録されている一般型据置定期預金、自動解約型据置定期預金および自動継続型据置定期預金（以下これらを「この預金」といいます。）に共通して適用します。

2. 預金の預入れ

この預金の預入れは、1口あたり100円以上とします

3. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (2) 前項の解約手続に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) この預金は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
- B 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
- C 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
- D その他前各号に準ずる行為

(4) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳・証書とともに提出してください。

<一般型据置定期預金規定>

4. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日利息とともに支払います。
- (2) この預金の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から通帳・証書記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で指定してください。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および預入日における次の預入期間に応じた当行所定の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。

- ① 6か月以上1年未満
- ② 1年以上2年未満
- ③ 2年以上3年未満
- ④ 3年以上4年未満

⑤ 4年以上5年未満

⑥ 5年

(2) この預金の預入日現在において当行がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部支払い後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部支払い後の残余の預金には、一部支払い日以後は、この預金の預入日に当該残余金の預金元金金額相当額を預けた場合の利率を適用します。

(3) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率または預入日における6か月以上1年未満の適用利率のどちらか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

<自動解約型据置定期預金規定>

6. 自動解約

この預金は、通帳・証書記載の最長預入期限に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座に入金いたします。

7. 預金の支払時期等

前記「4. 預金の支払時期等」の取扱に準じます。

8. 利息

前記「5. 利息」の取扱に準じます。

9. 証書の効力

満期日に証書式のこの預金の元金金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

<自動継続型据置定期預金規定>

10. 自動継続

- (1) この預金は、通帳・証書記載の最長預入期限に自動的に据置定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときは、その最長預入期限）までにその旨を申出てください。

11. 預金の支払時期等

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日利息とともに支払います。
- (2) この預金の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱いをします。

12. 利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日、一部支払いをするときは一部支払い日）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および預入日における次の預入期間に応じた当行所定の利率（継続後の預金については前記10. (2)の利率）によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- ① 6か月以上1年未満
- ② 1年以上2年未満
- ③ 2年以上3年未満
- ④ 3年以上4年未満
- ⑤ 4年以上5年未満
- ⑥ 5年

(2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金、または元金に組入れます。

(4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

(5) この預金の預入日現在において当行がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部支払い後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部支払い後の残余の預金には、一部支払い日以後は、この預金の預入日に当該残余金の預金元金金額相当額を預けた場合の利率を適用します。

(6) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日にお

る普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (7) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応日前に解約する場合および第3条3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率または預入日における6か月以上1年未満の適用利率のどちらか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (8) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

2019年5月10日現在